

雙方互讓シテ遂ニ政府ノ調査額以下少クトモ政府ノ調査額ヲ以テ協議ヲ纏メタリ協議ハ建物設備器具器械ノ價格ニ對シ其ノ同意ヲ求ムルハ法律ノ規程ナルモ土地ヲモ包括シタル交付金ノ總額ニ於テ内議スルノ有利ニシテ而モ解決ノ容易ナル事情アルヲ以テ各地トモ便宜其ノ總額ニ付協定シタリ故ニ事實上ノ協議ハ申請書提出前既ニ成立セルヲ以テ申請書提出後ニ在リテハ只形式上ノ協議ヲ纏ムルニ過キサリキ申請者中ニハ容易ニ協議ニ應セサル者アリタルモ此等ニ對シテハ暫ク其ノ爲スカ儘ニ委シタルニ反省スル所アリ遂ニ政府調査額ト同一ノ申請ヲ爲スニ至レリ要スルニ本年度整理ノ關係地方ニハ當初ヨリ協議困難ノ形勢アリタル地方鮮ナカラサリシモ實地其ノ局ニ當ル者ノ臨機適應ノ手段ハ克ク其ノ措置ヲ誤ラス圓滿ノ解決ヲ告グルニ至リタルハ至幸ト謂フヘシ

第十章 調査ニ關スル監督

第一節 監督ノ方針

一般方針製鹽地整理事務取扱方内規製鹽地整理事務監督員心得

製鹽地整理ノ事タル未前例ナキ事業ニシテ殊ニ複雑ナル關係ヲ有シ製鹽業者物件所有者ニ直接痛切ナル利害關係ヲ及ホスヲ以テ特ニ最慎重ナル調査ヲ遂ケ能フ限リ國費ヲ節スルト同時ニ法規ノ認ムル所ニ依リ適實ニ當事者ノ損失ヲ調和シ且各人ノ間ニ偏頗ノ虞ナカラシムルコトハ最切要ナルト共ニ非常ノ難事ニ屬ス之ヲ以テ當初支局長會議ニ際シテ特ニ反覆シテ調査上ニ關スル方針及順序ヲ支局長ニ指示シ或ハ取扱心得取扱手續ヲ設ケ詳細ノ準則ヲ示セリト雖更ニ支部局ニ於ケル調査ノ適否ヲ檢シ各取扱官署間ノ統一ヲ圖ルニ付充分ノ方法ヲ立ツルニ非サレハ豫

定ノ效果ヲ得難キヲ憂ヒ左ニ監督ノ方法ヲ定メタリ

監督ノ方法ハ書面ニ依ル監督ト實地監督トノ二トシ前者ハ標準價格ノ決定、調査區域、調査員囑託員等ノ定メ方ニ付審査承認ヲ爲スコト、鑑定人鑑定區域ノ認可ヲ爲スコト、交付金見込額ノ制限ヲ爲スコト、價額協議ニ關スル金額ノ制限ヲ爲スコト、規定ノ解釋其ノ他調査方ノ指示ヲ爲スコト及提出調査書類ニ對シ審査ヲ爲スコト等ノ如キ支部局調査事務施行上ノ要點ヲ適當ニ監査スルノ方針ヲ採リ後者ハ整理地ニ臨ミ直接調査物件ニ就キ法規ノ適用價格ノ認定方ヲ監査シ取扱官署ニ臨ミテハ調査ノ資料調査書類ヲ査閲シ又ハ支局長其ノ他調査員ノ執務ノ適否等苟モ整理事務ニ關スル事項ハ悉ク監督セシムルコトトセリ而シテ出張監督ハ準備調査監督豫備調査監督、本調査監督ノ三期ニ分チ方面ヲ別チテ各區共高等官一名ニ書記數名ヲ付シテ出張セシメ各監督官ハ互ニ氣脈ヲ通シテ監督上ノ統一ヲ圖ルト同時ニ復命前ニ於テ監督ノ結果ヲ可成速ニ本局ニ申報セシメ本局ニ於ケル監督ノ施行ニ便セリ

前記監督ノ方針ニ基キ支局トノ事務取扱上ノ關係ヲ詳ナラシメ又ハ出張監督員ト聯絡ヲ保ツ爲本局ニ於テ製鹽地整理事務取扱方内規ヲ左ノ如ク定メタリ

甲第一二四號局議決定（明治四十三年五月二十日）

製鹽地整理事務取扱方内規

- 一 手續第十五條ニ依リ調査員及其ノ擔當區域ノ申報アリタルトキハ其ノ適否ヲ審査シ變更ヲ要スルモノアリト認ムルトキハ速ニ其ノ旨ヲ關係支局長ニ照會シ再考ヲ求ムルコト
- 二 手續第十五條ニ依リ標準價格ノ申報アリタルトキハ關係規定、本年一月祕第二六八號通牒ニ基キ支局ヨリ提出シタル調査書類及其ノ地方ノ情況竝各地ノ權衡等ニ鑑ミ其ノ適否ヲ審査シ適實ナラスト認ムルモノアルトキハ直ニ關係支局長ニ再調査ヲ爲サシムルコト
- 三 手續第二十二條ニ依リ交付金見込額ノ申報アリタルトキハ當該方面出張監督員ニ之ヲ通知スルコト
- 四 手續第三十二條ニ依リ交付金下付申請書記載ノ納付鹽賠償金額又ハ鹹水賣上代金ニ關シ稟請アリタルトキハ關係書類ヲ審査シ速ニ相當指令ノ手續ヲ

為スコト

五 手續第四十一條及第四十二條ニ依リ鑑定人又ハ豫備鑑定人ノ稟請アリタルトキハ鑑定人トシテノ適否及人員ノ多寡等ヲ審査シ速ニ相當發令ノ手續ヲ為スコト但シ豫備鑑定人ニ在リテハ辭令書ニ日附ヲ記入セスシテ同時ニ支局長ニ送付シ置クコト

六 手續第四十三條ニ依リ鑑定區域ノ區分又ハ併合方ノ稟請アリタルトキハ當該地方ノ情況ニ鑑ミ審査ヲ遂ケ速ニ相當ノ指令ヲ為スコト

七 省令第十五條ノ裁定ノ請求アリタルトキハ大藏大臣ノ稟請ノ上鑑定人選定等ノ手續ヲ為スコト

八 右鑑定人ニシテ省令第十七條ニ該當スル為手續第四十四條第二項ニ依リ稟請アリタルトキハ速ニ適當ノ鑑定人ヲ定メ支局長ニ通知スルコト

九 手續第四十六條ニ依リ支局長鑑定物件ノ價格ニ關シ鑑定人ト意見ヲ異ニスル為稟請アリタルトキハ速ニ添附書類ヲ審査シ相當ノ處置ヲ為スコト

十 手續第四十七條ニ依リ申請書、調査臺帳、鑑定書及交付金額集計表ノ進達アリタルトキハ其ノ提出順ニ從ヒ交付金ノ區分ニ依リ分擔シテ審査ヲ為スコト

十一 右交付金額集計表ハ特ニ速ニ取纏メ總交付金額ヲ算出シ裁定ノ請求アリタルモノノ交付金額ヲ見込合算ノ上交付金豫定額ノ關係ヲ調査スルコト

十二 手續第四十八條ニ依リ交付金ノ下付ヲ要セサルニ至レルモノノ申報アリタルトキハ其ノ事由ヲ審査シ疑アルモノハ速ニ關係支局ニ照會シ其ノ下付ヲ要セサルモノト認定シタルモノハ關係書類訂正ノ手續ヲ為スコト

十三 手續第五十四條ニ依リ現金ヲ以テ支給スヘキ金額ヲ區分シタルトキハ直ニ之ニ對スル追加豫算請求方ノ手續ヲ為スコト

十四 整理豫定地ニ於テ整理施行上ニ關シ外部ニ於ケル物議ニ付支局長ヨリ申報アリタルトキ又ハ外部關係官公署其ノ他民部等ヨリ陳情又ハ申報等アリタルトキハ事態ニ應シ關係支局長及本局出張監督員ニ取調方ヲ命シ又ハ參考ノ為通知スルコト

十五 支局長又ハ出張監督員ヨリ調査上ニ關スル意見又ハ疑問ヲ提出シ又ハ申報ヲ為シタルモノアルトキハ之ヲ調査シ處理ヲ要スヘキモノアルトキハ當該支局長ヘ通達スルト共ニ出張監督員ヘ通報シ參考トスヘキ事項ハ各支局ヘ通牒ノ手續ヲ為スコト

十六 手續第五十八條ニ依リ持越ノ鹽又ハ鹹水ノ申報アリタルトキハ速ニ取纏メ取締上及販賣上ノ參考ニ資スルノ手續ヲ為スコト

十七 手續第五十九條ニ依リ持越シタル鹽納付濟ノ申報アリタルトキハ前項ノ書類ニ對查シ相當處理スルコト

右ノ外支部局提出ノ調査書類審査ニ關シテハ後ニ述フル如ク製鹽地整理書類審査内規ヲ定メテ

審査ノ統一ト周到トヲ期シ更ニ實地監督員ニ對シテハ實地監督ノ方針、特ニ注意ヲ要スヘキ事項

及調査上ノ聯絡ヲ明記シ監督員心得ヲ左ノ如ク定メタリ

祕第二六七五號長官達 (明治四十三年五月二十八日)

收 納 部

製鹽地整理事務監督員心得左ノ通相定ム

製鹽地整理事務監督員心得

第一條 製鹽地整理ニ關スル支局及出張所事務ノ監督ヲ分チテ準備監督、豫備調査監督、本調査監督ノ三トス但シ必要ニ依リ臨時監督ヲ行フコトアルヘシ

第二條 監督員ハ努メテ實地ノ情況ニ基キ調査ノ適否ヲ監査シ荷モ形式ニ流レサル様特ニ注意スヘシ

第三條 監督員ハ整理ニ關スル各般ノ事務ニ付常ニ各地調査方ノ統一衡平ヲ圖ルニ力ムヘシ

第四條 監督員出張ノ際外部ノ動靜部内ノ取扱方ニ付重大又ハ要急ト認メタルモノアルトキ又ハ取扱方ニ關シ意見アルトキハ直ニ其ノ旨ヲ本局ニ申報ス

第五條 左記事項ハ監督員出張ノ際常ニ注意スヘシ

- 一 支局長ノ整理事務ニ對スル方針ノ適否
- 二 整理事務施行ニ關スル一般計畫ノ適否及調査進行ノ遲速
- 三 整理ニ關スル機密洩洩ノ虞ナキヤ
- 四 整理ニ關スル必要事項民部周知方ノ適否
- 五 整理施行ニ關スル當業者ノ動靜
- 六 職員中製造業者又ハ物件所有者ト親族又ハ利害關係ヲ有スル者ナキヤ及之ニ對スル注意ノ適否
- 七 府縣廳郡市役所、町村役場、稅務署等ト打合方ノ適否及此等官署トノ關係上注意ヲ要スヘキ事項ノ有無
- 八 調査方ハ形式ニ流レ實地ノ情況ニ重キヲ置カサルカ如キコトナキヤ
- 九 調査方ハ統一ヲ失フノ虞ナキヤ
- 十 規定ノ解釋ヲ誤ルモノナキヤ
- 十一 規定ノ適用ハ事件ニ應シ寬嚴其ノ宜ヲ得タリヤ
- 十二 規定ニ依リ交付金下付ヲ受ケ得ヘキ事項ニシテ調査洩ナキヤ又交付金ヲ下付スヘカラサル事項ニ對シ下付ノ調査ヲ爲セルモノナキヤ
- 十三 省令第七條及第九條ニ該當シ交付金下付ヲ要セサルモノノ有無
- 十四 調査ニ關スル計算及單位ノ定方ハ正確ヲ缺クノ虞ナキヤ
- 十五 目錄、申請書、調査書其ノ他關係簿書ハ規定ニ基キ適當ニ整理シアリヤ
- 十六 書類ノ訂正記入ハ規定ノ形式ニ依リ正確明瞭ナリヤ

第六條 準備監督ハ左ノ順序ニ依ルヘシ

- 一 法令其ノ他取扱手續等ニ關スル疑義
- 二 標準價格評決ニ關スル事項
- 三 調査員及其ノ配置並調査區域ニ關スル事項
- 四 囑託員及其ノ囑託方ニ關スル事項
- 五 鑑定人及豫備鑑定人ノ候補及其ノ交渉ニ關スル事項
- 六 製鹽地地圖、製鹽廢止地現狀調査簿及納付鹽賠償金額調書等調製方
- 七 目錄記載事項ニ關スル實狀
- 八 實地調査ノ順序計畫及調査物件ニ關スル事項
- 九 前項調査ヲ了シタルトキハ實地ニ就キ其ノ調査方ヲ視閲シ之カ指導ヲ爲スヘシ
- 第七條 準備監督ハ所定ノ規定ニ依ル外特別記調査要項中第一號乃至第七號ノ各號ニ付調査ヲ爲スヘシ
- 第八條 豫備調査監督ハ左ノ順序ニ依ルヘシ

第十章 調査ニ關スル監督

一 調査上ニ關スル疑義

二 製鹽地地圖、製鹽廢止現狀調査簿及納付鹽賠償金額調査等ニ關スル事項

三 調査員及其ノ配置並調査區域ニ關スル事項

四 囑託員及其ノ囑託方ニ關スル事項

五 鑑定人及豫備鑑定人ノ候補及其ノ交渉ニ關スル事項

六 標準價格評決ニ關スル事項

七 目録記載事項ニ關スル實狀

九 實地調査ノ順序計畫及調査物件ニ關スル事項

八 調査書調製方ニ關スル事項

調査物件ニ付テハ現場ニ就キ實地照査ヲ爲スヘシ

第九條 豫備調査監督ハ所定ノ規定ニ依ルノ外特ニ別記調査要項中第一號乃至第七號、第十號及第十一號ノ各號ニ付調査ヲ爲スヘシ

第十條 本調査監督ハ左ノ順序ニ依リ調査ヲ爲スヘシ

一 調査上ニ關スル疑義

二 申請書記載事項ニ關スル實狀

三 價額協議ニ關スル事項

四 鑑定人及價額鑑定ニ關スル事項

五 調査書調製方ニ關スル事項

六 調査物件ニ關スル事項

七 禁止後處分ニ關スル事項

調査物件ニ付テハ現場ニ就キ實地照査ヲ爲スヘシ

第十一條 本調査監督ハ所定ノ規定ニ依ルノ外特ニ別記調査要項中第五號及第七號乃至第十二號ノ各號ニ付調査ヲ爲スヘシ

第十二條 監督ノ際未調査ヲ了セサルモノアルトキハ調査上ニ關シ必要ト認ムル指示ヲ爲スヘシ

同一事項ニ付他ノ監督ノ際ニモ調査スヘキモノニ在リテハ當該事項調査進行ノ程度ニ應シ必要ト認ムル監督ヲ爲スヘシ

第十三條 監督員出張ノ際ニハ前各條ノ外左記事項ヲモ留意スヘシ

一 製鹽禁止後ニ於ケル土地利用見込ノ概況

二 製鹽禁止後ニ於ケル建物設備器具器械利用見込ノ概況

三 製鹽業者及從業者轉業見込ノ概況

四 製鹽禁止後ニ於ケル地方産業ニ及スヘキ概況

五 製鹽禁止後ニ於ケル鹽供給方法及價格ノ高低

六 臺灣鹽及關東州鹽需要促進ニ關スル事項

七 製造禁止ヲ見越シ濫造又ハ密賣ヲ爲ス虞ナキヤ之ニ對スル取締方

- 八 製鹽禁止豫定地ニシテ整理ノ爲多大ノ支障ヲ來スノ虞アルモノアラハ其ノ詳細ノ事項
- 九 製鹽禁止豫定地外ニシテ整理ヲ希望スル地方アラハ其ノ詳細ノ事項
- 十 禁止地官署ノ現在従事人員及經費
- 十一 整理關係支局及其ノ支署員中整理後勤務ニ付憂慮セルモノノ有無

調査要項

- 一 製鹽地地圖ニ關スル事項
 - イ 手續第七條ノ要件ヲ具シ其ノ要ヲ得タルヤ
- 二 製造廢止現狀調査簿ニ關スル事項
 - イ 製造廢止現狀調査簿ハ規定ノ要件ヲ具備シ其ノ記載ハ正確ナリヤ
 - ロ 製造廢止ノ認定ハ心得第十四項ニ依リ適當ニ爲サレアリヤ
 - ハ 製造廢止ノ認定ハ當事者ノ意見ノミニ依リ又ハ調査員ノ獨斷ニ失スルコトナキヤ
 - ニ 製造廢止ト認定セラレタルモノ以外ニ尙廢止シタルモノト認ムルヲ可トスヘキモノナキヤ
- 三 納付鹽賠償金額調査書ニ關スル事項
 - イ 所有者住所、氏名、地番、地目、段別ハ土地臺帳謄本及鹽製造許可臺帳ニ符合セサルモノハ其ノ理由
 - ロ 製造者氏名、煎熬場所、製鹽地種類ハ鹽製造許可臺帳ニ符合スルヤ
 - ハ 納付鹽賠償金額ハ鹽納付書鹽指定引渡命令書又ハ之ニ代ハルヘキ正確ナル書類ニ符合シ平均欄以下各欄ノ算定ハ正確ナリヤ
 - ニ 記入上區別方及記入順序ハ適當ナリヤ
 - ホ 交付金ヲ下付スヘキ製鹽地ト其ノ交付金算定ノ基礎トナルヘキ納付鹽賠償金額トノ連絡ニ誤謬ナキヤ
- 四 調査員ニ關スル事項
 - イ 調査員ハ其ノ官職位置性行技能上適當ナリヤ
 - ロ 調査區域ハ製鹽ノ狀況地勢等ニ鑑ミ適當ナリヤ
 - ハ 調査員ノ人員及配置ハ適當ナリヤ
- 五 囑託員ニ關スル事項
 - イ 府縣技術者調査囑託ノ手續及囑託事項ノ適否
 - ロ 同上囑託手當ハ實地ノ事情ニ鑑ミ適當ナリヤ
 - ハ 囑託ノ爲却テ弊害ヲ來スノ虞ナキヤ
 - ニ 囑託ヲ爲サシテ單ニ意見ヲ徵スルニ止メタルモノハ其ノ事蹟ノ適否
- 六 標準價格評決ニ關スル事項
 - イ 標準區域ハ規定ニ從ヒ最實地ノ事情ニ適合スルヤ
 - ロ 標準價額ハ適實ニ評決シアリヤ
 - ハ 各評決書ノ區分作成方ハ適當ナリヤ

第十章 調査ニ關スル監督

ニ 計算基礎及備考ノ記載ハ適實ナリヤ

ホ 製鹽地標準價格評決書ニ付テハ左記事項ノ當否

1 上中下ノ區分ハ禁止前見積價格ニ依リ適當ニ定メアリヤ

2 製鹽地種類ノ記載方ハ適當ナリヤ

3 標準地場所ハ區域内ニ於テ最適當ナリヤ

4 製造方法賠償金額及見積價格ハ納付鹽賠償金額調書ニ適合スルヤ

5 禁止後見込用途以下ノ各欄ハ當該地ノ地形位置地味附近ノ事情實例等ニ對查シ適當ナリヤ

ヘ 加工費標準評決書ニ付テハ左記事項ノ當否

1 製鹽地標準價格評決書ト關係アル事項ハ適合スルヤ

2 加工後見積價格ノ計算ハ規定ニ依リ適當ナリヤ

3 加工後見込用途ノ認定ハ適當ナリヤ

4 見積工費ノ區分方ハ適實ナリヤ

5 見積工費ハ地形位置地味水利材料及勞力供給ノ便否土捨場ノ遠近其ノ他附近ノ事情ニ參照シ適當ナリヤ

ト 建物標準價格評決書ニ付テハ左記事項ノ當否

1 上中下ノ區分ハ禁止前ノ見積價格ニ依リ適當ニ定メアリヤ

2 製造方法建物種類及構造ノ記入ハ適當ナリヤ

3 標準建物場所ハ區域内ニ於テ最適當ナリヤ

4 建設費ノ算定方ハ適當ナリヤ

5 見積價格ノ算定方ハ適當ナリヤ

6 禁止後見込用途ハ構造及土地ノ事情ニ應シ最適當ナリヤ

7 禁止後見込價格ハ用途及構造ニ照シ適當ナリヤ

チ 設備器具器械標準價格評決書ニ付テハ左記事項ノ當否

1 種類品目ハ規定ニ適合スルヤ

2 必要箇數ハ用途及製鹽ノ情況ニ應シ適當ナリヤ

3 必要箇數ヲ定ムル標準ヲ特ニ定メタルモノハ其ノ適否

4 新調購入價額ノ認定ハ適當ナリヤ

5 保存期間ハ構造用途ニ應シ適當ナリヤ

6 見積價額算出方ノ適否

7 禁止後見込價格ノ適否

8 禁止後見込用途ノ適否

七 目錄ニ關スル事項

- イ 目錄用紙配付方ノ適否
- ロ 目錄提出者ハ規定ニ適合スル者ナリヤ
- ハ 目錄提出洩ノモノナキヤ又期間經過後提出ノモノナキヤ
- ニ 記載事項ハ規定ニ適合シ無用ナル事項ノ記入又ハ必要事項ノ記載洩ナキヤ省令第三條乃至第六條及同第六條ノ品目ニ關スル長官達ニ對照シ審査ヲ爲スコト
- ホ 目錄提出後記載事項變更ノ申告アリタルトキ目錄訂正ヲ爲シアリヤ
- ヘ 目錄受付簿登載方ノ適否
- ト 目錄受付簿ニ登載洩ナキヤ
- 八 申請書ニ關スル事項
 - イ 申請書用紙配付方ノ適否
 - ロ 申請者ハ規定ニ適合スル者ナリヤ又法定代理人ハ正當ナル資格ヲ有スルヤ
 - ハ 市町村又ハ字所有ノモノハ其ノ所有權者ノ確否
 - ニ 申請者捺印ハ正當ナリヤ
 - ホ 申請書提出日附認定方ノ當否
 - ヘ 期限内申請書提出洩ノ有無
 - ト 申請書記載事項ハ規定ニ適合セリヤ省令第三條乃至第六條及同第六條ノ品目ニ關スル長官達ニ對照シ審査ヲ爲スコト
 - チ 申請書記載事項中製造許可臺帳、鹽納付書、鹽指定引渡命令書等ニ符合スヘキモノニシテ不符合ノモノナキヤ
 - リ 申請書ニハ規定ノ書類及圖面ヲ添附セルヤ
 - ヌ 申請書受付簿登載方ノ適否
 - ル 申請書受付簿ニ登載洩ナキヤ
- 九 價額協議ニ關スル事項
 - イ 協議ノ時機及場所ハ適當ナリヤ
 - ロ 協議ノ衝ニ當ルヘキ官吏ノ適否
 - ハ 支局長ノ協議干與ノ程度方法ハ適當ナリヤ
 - ニ 協議ノ方法ノ適否
 - ホ 協議價額ハ調査價額ニ比シ如何ナル増減ヲ來セルヤ
 - ヘ 協議ハ申請者又ハ其ノ正當代理人ト之ヲ爲シタルヤ
 - ト 協議ノ比較的多ク調ヒタルハ調査價額ノ失當其ノ他特殊ノ原因アルニ由ラサルヤ
 - チ 協議ノ調ハサルハ協議方法ノ失當其ノ他特殊ノ原因アルニ由ラサルヤ
 - リ 建物價額承諾書ノ當否
- 1 申請書日附申請者住所氏名申請書受付番號建物場所種類構造棟數建坪ハ申請書及調査書ト符合スルヤ

第十章 調査ニ關スル監督

2 申請者ノ捺印ハ申請書ト符合スルヤ

3 見積價額禁止後見込用途禁止後見込價額ハ適宜ナリヤ

4 差額ノ算出ハ正確ナリヤ

又 設備器具器械價額承諾書ニ付左記事項ノ當否

1 申請書日附申請者住所氏名申請書受付番號種類品目箇數現在場所ハ申請書及調査書ト符合スルヤ

2 申請者捺印ハ申請書ト符合スルヤ

3 見積價額禁止後見込用途及禁止後見込價額ハ適宜ナリヤ

4 差額ノ算出ハ正確ナリヤ

十 價額鑑定ニ關スル事項

イ 豫選スヘキ鑑定人豫備鑑定人ノ人物經歷配合方選定準備及豫選時期ノ適否

ロ 鑑定人ノ人員及其ノ擔當區域ノ適否

ハ 省令第十七條ノ規定ニ該當スル鑑定人ノ有無及其ノ鑑定人除斥方ノ適否

ニ 鑑定著手前鑑定人トノ打合ハ適當ナリヤ

ホ 鑑定ニ付シタル物件ノ種類及數量ノ適否

ヘ 鑑定ヲ爲スヘキ時期場所及同行者ノ適否

ト 鑑定物件ノ標準價格及其ノ定メ方ノ適否

チ 鑑定人ノ記名捺印其ノ他形式ニ缺點ナキヤ

リ 鑑定價額ハ調査價額ト著キ高低ナキヤ尙鑑定價額カ調査價額以上ニ出テタル場合ニ於ケル處置方ノ適否

ヌ 鑑定價額ニ付各鑑定人間ニ協定調ハサリシ場合ニ於テ其ノ平均ハ調査書ト符合スルヤ

ル 鑑定人ノ鑑定價額ト支局長ノ意見ト異ナルモノアル場合ニ於テハ其ノ原因及之ニ對スル處置ノ適否

ヲ 製鹽地價額鑑定書ニ付テハ左記事項ノ當否

1 所有者住所氏名申請書受付番號種類製鹽地場所地番地目段別ハ調査書及申請書ト符合スルヤ省令第三條及注意事項第十五項第十六項等ニ

矛盾スルモノナキヤ

2 省令第十一條本文ニ依リ見積價額ヲ鑑定シタル場合ニ於ケル算定方ハ正確ナリヤ同條但書ニ依リ類地ニ比準シタル場合ニ於テハ其ノ比準方ハ適

當ナリヤ

3 禁止後見込價額ハ適宜ナリヤ其ノ加工ヲ爲スヘキモノニ在リテハ加工後見込價額ハ省令第十二條ニ依リ算定シ誤ナキヤ

リ 建物價額鑑定書ニ付テハ左記事項ノ當否

1 所有者住所氏名申請書受付番號建物場所種類構造棟數建坪建設年月ハ調査書及申請書ト符合スルヤ省令第四條及注意事項第四十四項等ニ

矛盾スルモノナキヤ

2 差額ノ算出ハ正確ナリヤ

カ 設備器具器械價額鑑定書ニ付テハ左記事項ノ當否

1 所有者住所氏名申請書受付番號種類品目箇數現在場所ハ調査書及申請書ト符合スルヤ省令第五條第六條及同第六條ノ品目ニ關スル長官達並

注意事項第五十項、第五十一項等ニ矛盾スルモノナキヤ

2 差額ノ算出ハ正確ナリヤ
十一 交付金下付調査ニ關スル事項

- イ 申請者ハ規定ニ依リ交付金ノ下付ヲ受ケ得ヘキモノナリヤ
- ロ 調査物件ニ付所有者ノ判然セサルモノナキヤ
- ハ 申請者死亡ノ場合ニ於テ相續人ヲシテ速ニ申告セシメアルヤ又戸籍簿ノ謄本ヲ添附セルヤ
- ニ 交付金額ハ各計算ノ基礎ニ依リ正確ニ算定セルヤ
- ホ 交付金ヲ下付スヘキ物件ノ讓渡又ハ位置形狀ノ變更又ハ其ノ滅失又ハ毀損シタルモノニ對スル注意ハ適宜ナリヤ
- ヘ 建物設備ニ對シ省令第七條ノ修繕改築又ハ増築ヲ爲シタルモノアリヤ若之アリトセハ之ニ對スル承認ノ當否及交付金下付部分ノ調査ノ適否
- ト 土地建物設備等ニシテ交付金ヲ下付スヘカラサル部分ト隣接又ハ連續スル場合ニ於ケル區分調査方ノ適否
- チ 法第一條第五項ニ依リ交付金ヲ下付スヘカラサル製鹽地及附屬建物設備器具器械ニ對スル認定ハ適當ナリヤ
- リ 目錄又ハ申請書受付番號ハ原書ト相違ナキヤ
- ヌ 本調査欄及備考欄ノ記載ハ適宜ナリヤ
- ル 小計又ハ合計ヲ附スヘキモノニアリテハ其ノ計算ニ誤ナキヤ
- ヲ 法第二條第一號交付金調査書ニ付テハ左記事項ノ當否
 - 1 製造者住所氏名、煎熬場所、許可又ハ承繼年月日ハ製造許可臺帳及申請書ニ符合スルヤ
 - 2 納付鹽賠償金額ハ鹽納付書及鹽指定引渡命令書ニ符合スルヤ
 - 3 明治四十一年一月以後相續ニ因リ又ハ相續ニ因ラスシテ製造ヲ承繼シタル場合ノ交付金算出方ニ誤解ナキヤ
 - ワ 法第二條第二號交付金調査ニ付テハ左記事項ノ當否
 - 1 製造者住所氏名、許可及承繼年月日、採鹹地場所ハ製造許可臺帳及申請書ニ符合スルヤ
 - 2 鹹水數量及同賣上代金ハ製造者及買受人ノ帳簿書類ニ基キ正確ニ算定セルヤ
 - 3 同上製造者ノ帳簿ト買受人ノ帳簿ト符合セサル場合ノ算定方ハ適宜ナリヤ
 - 4 明治四十一年一月以後相續ニ因リ又ハ相續ニ因ラスシテ製造ヲ承繼シタル場合ニ於ケル交付金算出方ニ誤解ナキヤ
- カ 法第二條第三號交付金調査書ニ付テハ左記事項ノ當否
 - 1 目錄及申請書番號ハ相違ナキヤ
 - 2 製造方法、自作小作區分製造者氏名、煎熬場所ハ製造許可臺帳、目錄又ハ申請書ニ符合スルヤ
 - 3 製鹽地場所、地番、地目、段別、地價ハ製造許可臺帳、申請書、土地臺帳謄本ニ符合スルヤ其ノ符合セサルモノニ在リテハ適當ノ方法ニ依リ其ノ正確ヲ認定セルヤ
 - 4 賠償金額及法第三條ニ依ルヘキモノノ價額ハ納付鹽賠償金額調査書ト符合スルヤ
 - 5 法第五條ニ依ルヘキモノノ價額ノ調査價額ハ標準價格ニ對比シ適宜ナリヤ
 - 6 同上ノ鑑定價額ハ鑑定書ニ符合スルヤ

第十章 調査ニ關スル監督

7 禁止後見込價額禁止後見込用途ハ當該土地及附近ノ事情ニ鑑ミ適實ナリヤ心得第十九項乃至第二十二項等ニ矛盾スルモノナキヤ
 8 加工ヲ要スルモノノ成工年期加工ヲ要スルモノノ見積工費加工後ノ見込價額加工後ノ見込用途ハ加工費標準價額ニ對比シ該當土地及附近ノ事情ニ鑑ミ適實ナリヤ

9 加工後見込價額ノ鑑定價額ハ鑑定書ノ價額ト符合スルヤ
 10 標準價額ニ對スル増減事由ハ適實ナリヤ

11 省令第三條及注意事項等ニ矛盾スルモノナキヤ

ヨ 法第二條第四號建物交付金調査書ニ付テハ左記事項ノ當否

1 製造方法、製造者氏名、煎熬場所ハ製造許可臺帳、目錄又ハ申請書ニ符合スルヤ

2 建物種類、場所、構造、棟數、建坪ハ目錄又ハ申請書ト符合スルヤ

3 建設年月、建設費、同上坪當單價、見積價額、同上坪當單價ノ認定又ハ算定方ハ適實ナリヤ

4 禁止後見込用途、禁止後見込價額、同上坪當單價ノ認定又ハ算定方ハ適實ナリヤ

5 交付金額ハ承諾書又ハ鑑定書ノ差額ニ符合スルヤ

6 標準價額ニ對スル増減事由ハ適實ナリヤ

7 保管方指示ハ適實ナリヤ

8 省令第四條及注意事項等ニ矛盾スルモノナキヤ

タ 法第二條第四號設備器具器械交付金調査書ニ付テハ左記事項ノ當否

1 製造方法、製造者氏名、煎熬場所ハ製造許可臺帳、目錄又ハ申請書ト符合スルヤ

2 種類、品目、使用箇數、現在場所ハ目錄又ハ申請書ト符合スルヤ

3 必要箇數、新調又ハ購入年月、新調又ハ購入價額、同上單價、保存期間、見積價額、同上單價ノ認定又ハ算定ハ實地ノ狀況ニ鑑ミ當該標準價格ニ對查シ適當ナリヤ

4 禁止後見込用途、禁止後見込價額、同上單價ノ認定又ハ算定ハ當該標準價格評決書ニ對查シ適實ナリヤ

5 交付金額ハ承諾書又ハ鑑定書ノ差額ニ符合スルヤ

6 保管方指示ハ適實ナリヤ

7 検査票札番號ノ貼付及記載方ハ適實ナリヤ

8 省令第五條、第六條及同第六條ノ品目ニ關スル長官達並注意事項等ニ矛盾スルモノナキヤ

十二 禁止後處分ニ關スル事項

イ 製造禁止後犯則ノ成ナキヤ之ニ關スル取締計畫ノ適否

ロ 製造禁止後危險物件ニ對スル取締方ノ適否

ハ 鹹水製造者ノ持越鹹水處分方ニ對スル注意ノ適否

ニ 持越鹹水焚上期間ハ長期ニ過クルコトナキヤ

ホ 持越鹽納付期日ノ適否

へ 持越鹹水調査書作成方ノ適否
ト 持越鹽調査書作成方ノ適否

右製鹽地整理事務監督心得ハ明治四十三年度整理ノ結果取扱手續ノ變更等ニ伴ヒ自ラ追加ヲ要スヘキモノアリシヲ以テ明治四十四年度整理ヨリ左ノ通改正實行シタリ

秘第一七五一號長官達 (明治四十四年五月十二日)

收 納 部

製鹽地整理事務監督員心得中左ノ通改正ス

第五條第十三號中「第七條及第九條」トアルヲ「第七條又ハ第九條」ニ改ム

第八條第八號ヲ左ノ通改ム

八 法第二條各號調査書ニ關スル事項

第十條第一項中第五號以下各號ヲ左ノ通改ム

五 法第二條各號調査書ニ關スル事項

六 交付金集計ニ關スル事項

七 調査物件ノ數量、價額ニ關スル事項

八 禁止後處分ニ關スル事項

第十一條中「別記調査要項中」ノ下ニ「第二號」ヲ加フ、調査要項ニ(ロ)中「心得第十四項」ノ下ニ「及右ニ關スル注意事項」ヲ加フ

同三ニ左ノ二號ヲ加フ

へ 明治四十一年以後製鹽地ノ異動又ハ段別ノ増減アルモノニ對スル算定方ノ適否
ト 明治四十二年十二月末日以後ノ異動ニ對スル記載ノ訂正方ハ適當ナリヤ

同六(ホ)1中「禁止前見積價格ニ依リ」ヲ削リ(4)中「製造方法」トアルヲ「製鹽地ノ位置段別」ニ改メ(5)ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

6 見積價格、禁止後見込價格又ハ加工後見込價格ニ付各別ニ評決書ヲ作成スルノ當否

同九(ホ)左ノ通改ム

ホ 協議價額ハ調査價額ニ比シ如何ナル増減ヲ來セルヤ又協議ノ結果調査價額ニ變更ヲ來セルモノハ價額再調ニ關スル計算ノ基礎及形式ノ當否

同十ヲ(1)中「注意事項十五、十六等」ヲ「右ニ關スル注意事項」ニ改ム

同(1)中「及注意事項四十四等」ヲ「竝右ニ關スル注意事項」ニ改ム

同カ(1)中「注意事項五十、五十一等」ヲ「右ニ關スル注意事項」ニ改ム

同十一(ニ)左ノ通改ム

二 交付金額ハ各計算ノ基礎ニ依リ正確ニ算定セルヤ又交付金額決定ノ基礎ト爲セル申請額、協議額又ハ鑑定額ノ記載及計算方ノ當否

同ヲ中(3)ヲ削リ(2)ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

3 法第四條第一項本文及但書區分適用方ノ當否

第十章 調査ニ關スル監督

- 4 現ニ製鹽セサルモノノ認定ノ當否及認定書記載方ノ當否
同(4)中(4)ヲ削リ(3)ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ
 - 4 法第四條第一項本文及但書區分適用方ノ當否
 - 5 現ニ製鹽セサルモノノ認定ノ當否及認定書記載方ノ當否
同(3)及(4)ヲ共ニ左ノ通改ム
 - 5 交付金額ハ協議額又ハ鑑定額ト符合スルヤ
同(4)ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
 - レ 製鹽地整理交付金集計表ニ付テハ左記事項ノ當否
 - 1 一人トシテ集計スヘキモノヲ數人トシテ集計シ又ハ數人トシテ集計スヘキモノヲ一人トシテ集計セルモノナキヤ
 - 2 國債、現金ノ區分ニ誤謬ナキヤ
 - 3 記入方ハ適當ナリヤ
- 第六條第六號、第八條第二號、調查要項三、同(六)(4)及同(十一)(4)中「納付鹽賠償金額調書」トアルヲ「法第二條第三號、賠償金額調書」ニ改ム

第二節 明治四十三年度整理監督

調査員及調査區域決定、調査囑託員選定、鑑定人及鑑定區域決定、標準價格評決書審査、交付金見込額、交付金下付物件ノ範圍ニ關スル省議決定、製鹽地廢止認定、調査上ノ注意及報告、調査ニ關スル疑義決定、出張監督、準備調査監督事蹟、豫備調査監督事蹟、本調査監督事蹟、事務取扱方ニ關スル通牒

調査員及調査區域ハ支局長ヲシテ適當ニ之ヲ定メシメ手續第十五條ニ依リ本局ヘ報告セシメ本局ハ之ニ據リ其ノ當否ヲ調査シタリ調査區域ハ支局直轄地又ハ一出張所派出所ノ管内ヲ一區域トスルノ方針ナリシモ製鹽狀態又ハ地方ノ情況異ル爲若ハ相接近シ其ノ情況酷似セルモノニシテ區分又ハ合併ヲ便宜ト認メタルモノハ其ノ儘之ヲ承認シタリ調査員ハ各出張所長出張所員ノ外支局員一名ヲ加ヘ三名ヲ通常トナセシモ調査區域ノ廣狹、調査物件ノ多少ニ依リ或ハ二名ニテ